

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**
(世帯主の方に振り込みます)

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます (要返送)
※一部申請が必要な場合があります



令和3年12月10日時点で大淀町に住民登録がある方には確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月17日（木）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で大淀町に住民登録がある場合は臨時特別給付金窓口へ申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

※いずれも住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯に、町から2月中旬から下旬に、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、未申告者等で税情報が町で把握できない方がいる場合等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書と添付書類を臨時特別給付金窓口申請ください。



・世帯の中に、住民税未申告の方がいる場合や令和3年1月2日以降に転入された等で税情報が町で把握できない方には、確認書は届きません。令和3年度が住民税非課税である証明書（申告書の控え可）を添えて窓口へ申請頂く必要があります。（申請書は町役場又はホームページから取得できます）

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。【令和4年9月30日まで】
- 申請書と添付書類を臨時特別給付金窓口申請ください。
 - ・提出書類：①申請書、②収入(所得)見込み額の申立書、③令和3年中の収入状況がわかる書類(給与明細、源泉徴収票、確定申告書等の写しなど)、④受け取り口座のわかるもの(通帳のコピー)、⑤申請者本人の確認書類(免許証など)
なお、①申請書、②収入(所得)見込み額の申立書については、町役場又は町社協に設置しております。
 - ・非課税世帯として既に10万円が支給されている世帯は対象外です。（1世帯1回限り）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの令和3年中の年収見込金額（例：令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）又は所得金額が町民税均等割非課税水準（右の表が目安）以下になることを指します。
なお、収入の種類は、給与、事業、不動産、年金の経常的収入です。

扶養している親族の人数	給与収入額【限度額】	所得金額【限度額】
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障害者・未成年寡婦・ひとり親	204.3万円	135.0万円

受付開始のはじめの土日である、2月19日（土）・20日（日）の2日間は午前9時から午後5時まで、町文化会館ひだまりホールにて臨時受付を実施いたします。

お問い合わせ

臨時特別給付金コールセンター
(大淀町役場 福祉介護課内)

0747-52-7046

平日9:00~17:00

受付窓口・受付期間

臨時特別給付金窓口

2月17日~3月16日：町文化会館ひだまりホール（小ホール）
(ただし土日祝及び火曜日は除く)

3月17日~4月28日：町役場203会議室
(ただし土日祝は除く)

受付時間 平日9:00~17:00